

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

※整理番号	
-------	--

税務署受付印

令和 年 月 日	納 税 地	〒	電話( ) -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

税務署長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ( 局 署) 電話( ) -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事 業 種 目		業			

分割等による試験研究費の額の区分について  
 租税特別措置法施行令〔 第27条の4第14項  旧第27条の4第10項〕の規定により下記のとおり届け出ます。  
 記

分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地 等	
	代 表 者 氏 名	
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移轉試験研究費の額	試験研究費の額	円
		円
		円
		円
		円
		円
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	円
		円
		円
		円
		円
		円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名											
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認		

## 分割等による試験研究費の額の 区分に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

- (2) 届出本文の〔 第27条の4第14項  旧第27条の4第10項〕には、届出の内容に応じていずれか該当するにレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、〔 旧第27条の4第10項〕を〔 旧第39条の39第9項〕と読み替えてください。

- (3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
- (5) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

### イ 連結申告法人以外の法人

- (i) 当該事業年度が令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）附則第14条第1項に規定する旧事業年度（ロ）において「旧事業年度」といいます。）を除きます。）である場合

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（(i)において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の租税特別措置法第42条の4第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（(i)において「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条

第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り、)には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間((i)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り、)

(u) 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)である場合

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(u)において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度(令和2年改正法による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(u)において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間((u)において「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度)の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り、)

ロ 連結申告法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間(ロにおいて「届出対象期間」といいます。)内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度(その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(その分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り、)

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

## 5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。